

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、香川用水土地改良区から役員の住所の変更について次のとおり届出があった。

平成20年7月18日

香川県知事 真 鍋 武 紀

新旧の別	役員の種類	氏 名	住 所
旧	理 事	大西 秀人	高松市木太町2130番地1
新	理 事	大西 秀人	高松市木太町2503番地